

一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（厚木市金田区間）高架下等利用計画

1 計画概要

本件は、一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）の厚木市金田区間の約 1.0km について、高架下利用計画を策定するものである。

2 土地利用の特徴

一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（厚木市金田区間）は、厚木市の東部を南北に縦断している。当該高速道路は、平成 25 年 3 月に海老名インターチェンジから相模原愛川インターチェンジ間が開通した。

厚木市東部に位置する当該高架下及び近傍における都市計画用途地域は、工業専用地域及び市街化調整区域に指定されている。周辺の土地利用状況は用途地域に応じ工場や畑となっている。交通面では、小田急線 本厚木駅から北へ直線距離約 2.5km に位置している。

また、当該高架下区間と交差する主な道路としては、国道 246 号線が整備されている。

3 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

利用可能箇所図のとおり

（2）利用用途の決定

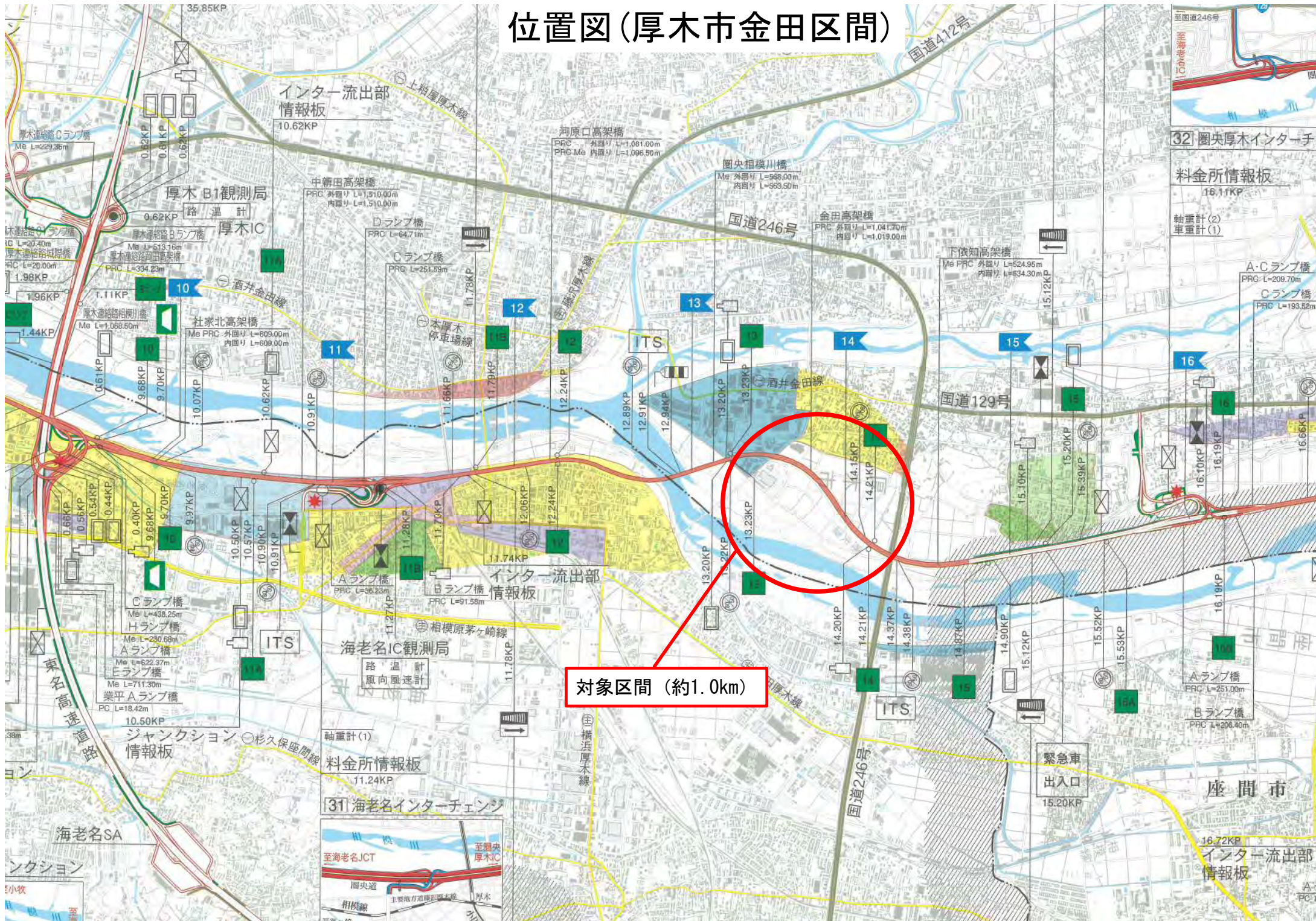
別表のとおり

以 上

【別表】

区間名	高架橋名 (延長m)	対象地面積	用途地域等	周辺土地利用状況	前面道路幅員 (舗装道路)	最寄駅	最寄駅 直線距離	建蔽率/容積率	占用主体	利用用途	利用用途設定理由
厚木市 金田	金田高架橋 (約1,041m)	約2,100㎡	工業専用 地域	工業用地	①2.89m (市道) ②11.15m (市道)	小田急線 本厚木駅	2,200m	60%/200%	入札により定める	自動車駐車場、自動 二輪駐車場、自転車 駐車場、事務所、店 舗、倉庫、資材置場	都市計画の用途地域が工業専用地域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、事務所、店舗、倉庫、資材置場等が考えられる。また、店舗等の建築に際しては、工業専用地域における用途制限がある。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。
		約2,200㎡	市街化調 整区域	農地 住宅地 資材置場	①5.50m (市道) ②15.99m (市道)	小田急線 本厚木駅	2,700m	-	国又は地方公共団体	自動車駐車場、自動 二輪駐車場、自転車 駐車場、資材置場	都市計画の用途地域が市街化調整区域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、資材置場等が考えられる。なお、当該箇所については、厚木市より駐車場として当該箇所を利用したいとの要望がある。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。
		約20,000㎡	市街化調 整区域	農地 住宅地 資材置場	①5.42m (市道) ②4.92m (市道) ③4.12m (市道) ④5.10m (市道)	小田急線 本厚木駅	2,700m	-	入札により定める	自動車駐車場、自動 二輪駐車場、自転車 駐車場、資材置場	都市計画の用途地域が市街化調整区域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、資材置場等が考えられる。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。

位置図(厚木市金田区間)



対象区間 (約1.0km)

32) 圏央厚木インターチェンジ

料金所情報板
16.11KP

軸重計(2)
車重計(1)

A・Cランプ橋
PRG L=209.70m

Cランプ橋
PRG L=193.52m

16.66KP

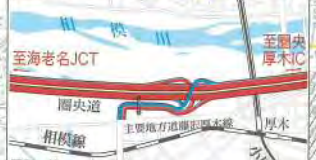
Aランプ橋
PRG L=251.00m

Bランプ橋
PRG L=206.40m

16.72KP

インター流出部
情報板

31) 海老名インターチェンジ

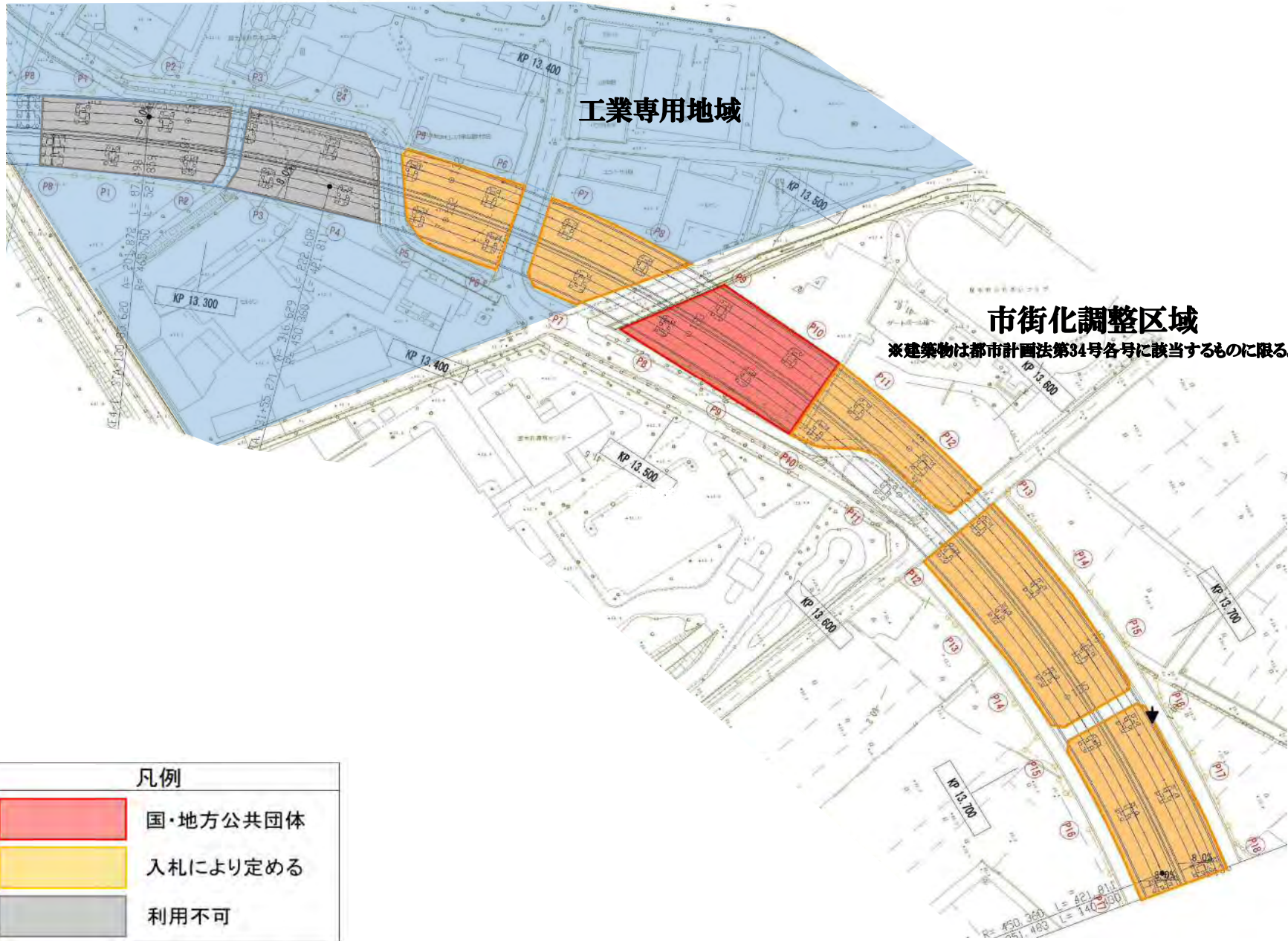


都市計画図（厚木市金田区間）

区域区分	市街化区域・市街化調整区域界	
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
	第二種住居地域	準住居地域
	近隣商業地域	商業地域
	準工業地域	工業地域
	工業専用地域	容積率建ぺい率記号
	防火・準防火地域	防火地域
その他の地域地区	高度利用地区	特別業務地区
	特別緑地保全地区	生産緑地地区
	駐車場整備地区	
都市計画施設	道路	公園・緑地
	その他の都市施設	
地区計画等	地区計画区域	再開発等促進区
市街地開発事業	土地区画整理事業区域	市街地再開発事業区域
促進区域	土地区画整理促進区域	市街地再開発促進区域



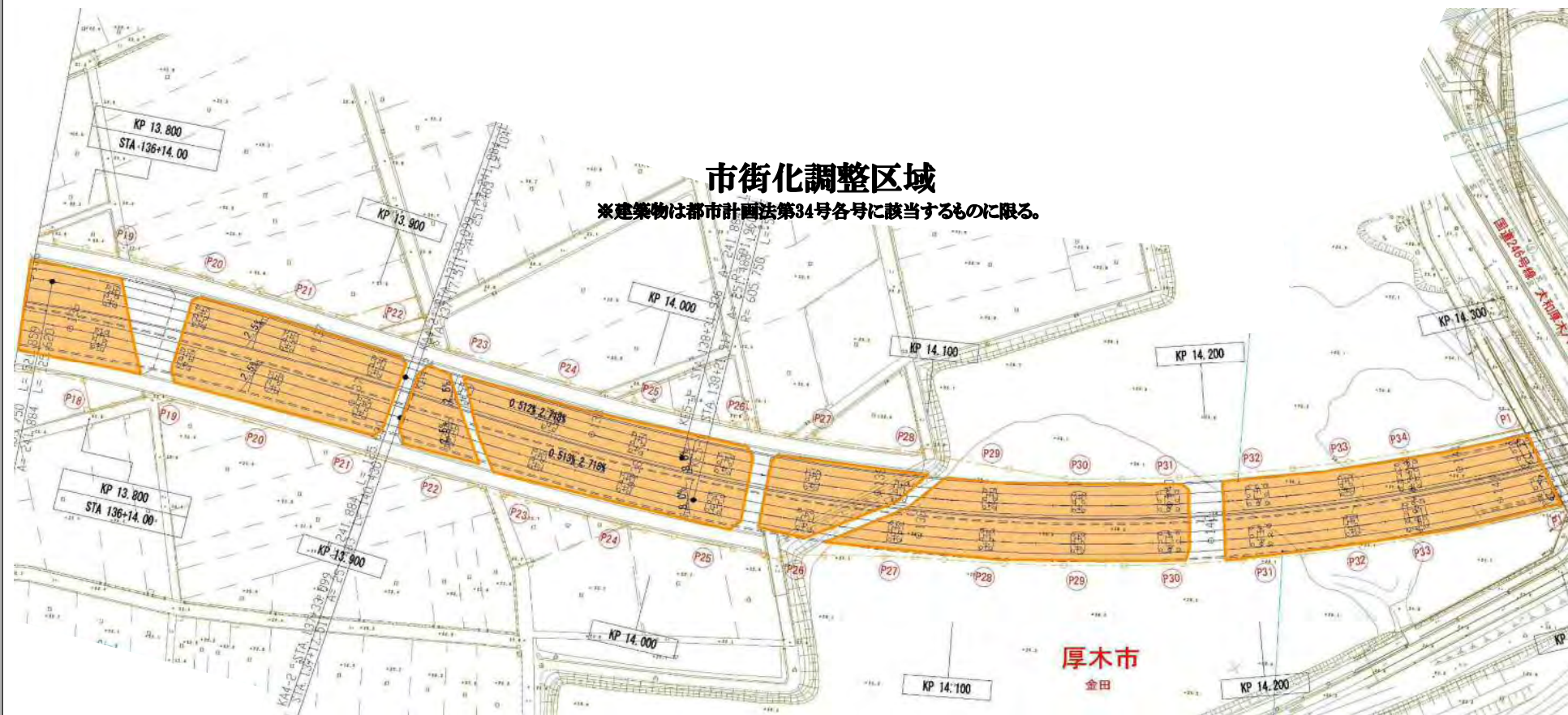
高架下利用可能箇所図(厚木市金田区間 1/2)



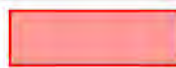

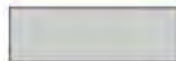
高架下利用可能箇所図(厚木市金田区間 2/2)

市街化調整区域

※建築物は都市計画法第34号各号に該当するものに限る。



凡例

-  国・地方公共団体
-  入札により定める
-  利用不可